

令和4年3月31日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

イオンディライトセキュリティ株式会社

期間: 令和4年3月31日から令和4年5月30日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内(港湾空港関係に限る。)

2. 指名停止措置の理由

イオンディライトセキュリティ株式会社が近畿地方整備局より入札無効処分を受けたことは、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。

<取扱い>

<配布場所> 神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長

総務部経理調達課長補佐

なかの

中野

のぐち

野口

ひでとし

秀俊

みちひさ

道久

(内線 6310)

(内線 6313)

令和4年3月31日

近畿地方整備局

イオンディライトセキュリティ(株)に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿地方整備局において令和4年3月4日に開札した「近畿圏臨海防災センター警備等業務」において、イオンディライトセキュリティ(株)の入札を無効とした。イオンディライトセキュリティ(株)は、入札の結果、低入札調査基準価格を下回ったため保留となり、調査に対して入札価格に誤りがあったためと辞退を申し出てきた。こうした行為は入札の条件に違反した行為に該当するため、入札の無効(予算決算及び会計令第76条)とした。

2. 指名停止措置理由

イオンディライトセキュリティ(株)が入札無効とされたことは、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：イオンディライトセキュリティ(株)

大阪府大阪府中央区南船場2丁目3番2号

代表取締役 杉谷 哲哉

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内(港湾空港関係に限る。)

指名停止期間：令和4年3月31日から令和4年5月30日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。